



島根県報

平成18年 1月27日 (金)

第 1,746 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

告 示

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更 (市 町 村 課) 2

字の区域の変更 (") 2

生活保護法の規定による介護機関の指定 (地 域 福 祉 課) 3

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障 害 者 福 祉 課) 3

換地計画書の縦覧 (6 件) (農 村 整 備 課) 3

保安林予定森林 (6 件) (森 林 整 備 課) 6

公有水面埋立ての免許 (河 川 課) 8

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧 (環 境 生 活 総 務 課) 19

選管告示

合併市町村における島根県議会の議員の従前の選挙区の人口 19

人委告示

平成17年度島根県職員 (看護師) 採用試験及び職員 (経験者 (看護師)) 採用試験の実施 20

公布された条例等のあらまし

行政権限委任規則の一部を改正する規則 (規則第 4 号)

1 規則の概要

(1) 知事に属する浄化槽法に基づく次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 浄化槽の設置後等の水質検査についての指導及び助言

イ 浄化槽の設置後等の水質検査についての勧告

ウ 浄化槽の設置後等の水質検査についての措置命令

エ 浄化槽使用廃止届出書の受理

オ 浄化槽の定期の水質検査についての指導及び助言

カ 浄化槽の定期の水質検査についての勧告

キ 浄化槽の定期の水質検査についての措置命令

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年 2月 1日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第4号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表保健所の部浄化槽法の項第3号中「許可」を「通知」に改め、同項第10号中「立入検査」の次に「、物件の検査又は質問」を加え、同号を同項第17号とし、同項中第9号を第16号とし、第8号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

13 第12条の2第1項の規定による浄化槽の定期的水質検査についての指導及び助言

14 第12条の2第2項の規定による浄化槽の定期的水質検査についての勧告

15 第12条の2第3項の規定による浄化槽の定期的水質検査についての措置命令

別表保健所の部浄化槽法の項中第7号を第11号とし、第6号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

10 第11条の2の規定による浄化槽使用廃止届出書の受理

別表保健所の部浄化槽法の項中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

4 第7条の2第1項の規定による浄化槽の設置後等の水質検査についての指導及び助言

5 第7条の2第2項の規定による浄化槽の設置後等の水質検査についての勧告

6 第7条の2第3項の規定による浄化槽の設置後等の水質検査についての措置命令

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

告 示

島根県告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により、西ノ島町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、平成18年1月27日から生ずる。

平成18年1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隠岐郡西ノ島町大字宇賀字来居133番地8から同町大字宇賀字物井173番16に接する県道西ノ島海士線の地先公有水面埋立地	2,558.39平方メートル	大字宇賀字物井
隠岐郡西ノ島町大字宇賀字初座539番地、543番地、547番地、548番地1、548番地続1、549番地1、563番地1及び564番地1に接する県道西ノ島海士線の地先公有水面埋立地	4,796.44平方メートル	大字宇賀字初座

（ただし、上記地番は、平成17年9月22日現在のものである。）

島根県告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、斐川町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、平成18年 1月27日から生ずる。

平成18年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

斐川町大字直江町に編入する区域

大 字	地 番
上直江	2296番 7、2296番10、2296番11、2296番12

(ただし、上記地番は、平成17年11月 8日現在のものである。)

島根県告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 きづき会	出雲市大社町杵築西1643番地 2	短期入所生活介護	特別養護老人ホームみせんの里	出雲市大社町遥堪65番地 2	平成18年 1月 5日
社会福祉法人 きづき会	出雲市大社町杵築西1643番地 2	通所介護	みせんの里デイサービスセンター	出雲市大社町遥堪65番地 2	平成18年 1月 5日
有限会社 クオリティライフ	仁多郡奥出雲町下横田27 - 1	認知症対応型共同生活介護	グループホームよこたの郷	仁多郡奥出雲町下横田27 - 1	平成18年 1月12日

島根県告示第64号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成18年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従 事 す る 医 療 機 関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
瀬島 健裕	泌尿器科	公立雲南総合病院	雲南市大東町飯田96 - 1	平成17年12月26日

島根県告示第65号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美（益田）地区馬

谷工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成18年1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成18年1月27日から21日間

3 縦覧の場所

益田市役所

島根県告示第66号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美（益田）地区乙子上組嵩工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成18年1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成18年1月27日から21日間

3 縦覧の場所

益田市役所

島根県告示第67号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石北地区中組工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成18年1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成18年1月27日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第68号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う金川地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成18年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成18年 1月27日から21日間
- 3 縦覧の場所
雲南市役所

島根県告示第69号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う稲原地区第3工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成18年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成18年 1月27日から21日間
- 3 縦覧の場所
奥出雲町役場

島根県告示第70号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条第1項の規定に基づき、奥出雲町長から五反田地区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の2第1項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成18年 1月27日から21日間

3 縦覧の場所
奥出雲町役場

島根県告示第71号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市国富町字大平1927から1930まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第72号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

益田市匹見町石谷イ721、イ722、イ722続1、イ723続1、イ724内1、イ724内2、イ724続1、イ730続1、イ732、イ732内1、イ732続1、イ733、イ733内1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第73号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

江津市波積町北695、696、700、700 - 1、702、703、954、954内 1、955、1167 - 1、1170、1173、1173 - 2、1174、1189 - 2、1189 - 3、1251 - 1、1251 - 2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第74号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町京覧原12 - 1、12 - 4、402 - 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第75号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡邑南町高見2714 - 1、2714 - 11、2714 - 12
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第76号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿足郡津和野町左鐙字しのと2249内2、2249 - 2
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第77号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成18年1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 免許日
平成18年1月16日
- 2 免許受人
 - (1) 出願人 島根県松江市末次町86

松江市

(2) 代表者 島根県松江市末次町86

松江市長 松浦正敬

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

㊦ 第 1 工区

島根県松江市邑生町字市ノ坪77番 2 から同町字以下尻灘80番 8 を経て同町字灘81番 3 に至る間の地先公有水面

㊧ 第 2 工区

島根県松江市邑生町字灘138番 2 から本庄町字慶順屋敷 1 番 1 を経て同町字屋敷13番 1 に至る間の地先公有水面

㊨ 第 3 工区

島根県松江市本庄町字屋敷17番から同町字屋敷22番 1 を経て同町字屋敷25番 5 に至る間の地先公有水面

㊩ 第 4 工区

島根県松江市本庄町字屋敷2441番 1 から同町字島見堂44番 7 を経て同町字島見堂44番 8 に至る間の地先公有水面

㊪ 第 5 工区

島根県松江市本庄町字屋敷524番から同町字屋敷533番 1 に至る間の地先公有水面

㊫ 第 6 工区

島根県松江市本庄町字屋敷余り534番から同町字八幡田541番 1 を経て上本庄町字川尻547番 7 に至る間の地先公有水面

㊬ 第 7 工区

島根県松江市新庄町字下役人屋敷417番 1 の地先公有水面

㊭ 第 8 工区

島根県松江市新庄町字島崎屋敷422番 2 から同町字下手屋敷431番を経る同町南川屋敷452番に至る間の地先公有水面

㊮ 第 9 工区

島根県松江市新庄町字南川尻453番 1 から同町字平津466番 1 を経て同町字平津465番 1 に至る間の地先公有水面

㊯ 第10工区

島根県松江市新庄町字平津785番 1 から同町字平津786番に至る間の地先公有水面

イ 区域

㊦ 第 1 工区

次の各地点を順次結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域の地点 国土地理院本庄四等三角点 (北緯35度30分17秒2364東経133度07分23秒2030) から37度36分08秒1,301.84メートルの地点

の地点 の地点から179度59分03秒0.86メートルの地点

の地点 の地点から185度31分24秒5.53メートルの地点

の地点 の地点から195度04分21秒5.54メートルの地点

の地点 の地点から204度37分18秒5.54メートルの地点

の地点 の地点から213度48分42秒5.12メートルの地点

の地点 の地点から218度13分35秒5.38メートルの地点

の地点 の地点から218度13分36秒20.00メートルの地点

- の地点 の地点から218度13分36秒20.00メートルの地点
- の地点 の地点から218度24分03秒16.45メートルの地点
- の地点 の地点から217度43分04秒3.50メートルの地点
- の地点 の地点から216度29分35秒2.03メートルの地点
- の地点 の地点から304度48分31秒10.03メートルの地点
- の地点 の地点から34度48分33秒0.81メートルの地点
- の地点 の地点から304度48分22秒0.41メートルの地点
- の地点 の地点から271度50分51秒1.02メートルの地点
- の地点 の地点から284度21分40秒8.99メートルの地点
- の地点 の地点から286度55分51秒3.52メートルの地点

イ) 第2工区

次の各地点を順次結んだ線及び ⑤の地点と⑥の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 国土地理院本庄四等三角点(北緯35度30分17秒2364東経133度07分23秒2030)から37度03分52秒1,197.65メートルの地点

- の地点 の地点から202度10分07秒3.90メートルの地点
- ①の地点 の地点から200度44分10秒4.92メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から199度18分14秒4.92メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から197度52分17秒4.92メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から196度26分20秒4.92メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から195度00分24秒4.92メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から193度34分27秒4.92メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から192度08分30秒4.92メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から190度42分34秒4.92メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から189度16分37秒4.92メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から187度50分41秒4.92メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から186度55分06秒1.44メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から186度29分47秒13.53メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から186度42分29秒20.00メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から186度42分29秒20.00メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から186度42分29秒20.00メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から186度42分29秒13.01メートルの地点

ウ) 第3工区

次の各地点を順次結んだ線及び⑰の地点と⑱の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑰の地点 国土地理院本庄四等三角点(北緯35度30分17秒2364東経133度07分23秒2030)から41度21分19秒1,047.78メートルの地点

- ⑰の地点 ⑰の地点から195度27分54秒1.34メートルの地点
- ⑱の地点 ⑱の地点から197度15分19秒5.10メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から199度02分45秒5.10メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から200度34分50秒3.64メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から201度13分12秒1.43メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から201度13分12秒20.00メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から201度13分12秒15.23メートルの地点

エ) 第4工区

次の各地点を順次結んだ線及び④⑤の地点と④⑨の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

④⑤の地点 国土地理院本庄四等三角点（北緯35度30分17秒2364東経133度07分23秒2030）から42度34分30秒
992.47メートルの地点

④⑥の地点 ④⑤の地点から201度13分12秒17.18メートルの地点

④⑦の地点 ④⑥の地点から201度13分12秒20.00メートルの地点

④⑧の地点 ④⑦の地点から201度42分08秒5.94メートルの地点

④⑨の地点 ④⑧の地点から200度48分18秒3.65メートルの地点

㊦ 第 5 工区

次の各地点を順次結んだ線及び⑤⑩の地点と⑤⑧の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑤⑩の地点 国土地理院本庄四等三角点（北緯35度30分17秒2364東経133度07分23秒2030）から44度39分50秒
915.97メートルの地点

⑤⑪の地点 ⑤⑩の地点から193度13分41秒2.55メートルの地点

⑤⑫の地点 ⑤⑪の地点から191度10分54秒9.88メートルの地点

⑤⑬の地点 ⑤⑫の地点から189度08分06秒5.14メートルの地点

⑤⑭の地点 ⑤⑬の地点から279度44分37秒8.60メートルの地点

⑤⑮の地点 ⑤⑭の地点から9度44分42秒1.10メートルの地点

⑤⑯の地点 ⑤⑮の地点から279度44分31秒1.90メートルの地点

⑤⑰の地点 ⑤⑯の地点から189度44分45秒1.10メートルの地点

⑤⑱の地点 ⑤⑰の地点から279度44分36秒3.37メートルの地点

㊧ 第 6 工区

次の各地点を順次結んだ線及び⑥⑲の地点と⑥④の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑥⑲の地点 国土地理院本庄四等三角点（北緯35度30分17秒2364東経133度07分23秒2030）から44度39分16秒
891.03メートルの地点

⑥⑳の地点 ⑥⑲の地点から99度34分53秒3.60メートルの地点

⑥㉑の地点 ⑥⑳の地点から192度47分24秒1.11メートルの地点

⑥㉒の地点 ⑥㉑の地点から99度44分42秒1.90メートルの地点

⑥㉓の地点 ⑥㉒の地点から9度44分26秒1.10メートルの地点

⑥㉔の地点 ⑥㉓の地点から99度44分36秒8.63メートルの地点

⑥㉕の地点 ⑥㉔の地点から189度08分09秒1.94メートルの地点

⑥㉖の地点 ⑥㉕の地点から187度05分21秒9.89メートルの地点

⑥㉗の地点 ⑥㉖の地点から185度02分35秒9.88メートルの地点

⑥㉘の地点 ⑥㉗の地点から182度59分48秒9.89メートルの地点

⑥㉙の地点 ⑥㉘の地点から181度14分36秒7.05メートルの地点

⑥㉚の地点 ⑥㉙の地点から180度17分27秒12.87メートルの地点

⑥㉛の地点 ⑥㉚の地点から180度41分54秒15.48メートルの地点

⑥㉜の地点 ⑥㉛の地点から178度53分42秒4.34メートルの地点

⑥㉝の地点 ⑥㉜の地点から175度29分11秒4.80メートルの地点

⑥㉞の地点 ⑥㉝の地点から171度54分19秒4.80メートルの地点

⑥㉟の地点 ⑥㉞の地点から168度19分28秒4.80メートルの地点

⑥㊱の地点 ⑥㉟の地点から164度44分36秒4.80メートルの地点

⑥㊲の地点 ⑥㊱の地点から161度09分45秒4.80メートルの地点

⑥㊳の地点 ⑥㊲の地点から157度34分53秒4.80メートルの地点

⑥㊴の地点 ⑥㊳の地点から154度17分44秒4.01メートルの地点

- ⑧⑩の地点 ⑦⑨の地点から152度18分31秒5.83メートルの地点
- ⑧⑪の地点 ⑧⑩の地点から152度48分02秒20.00メートルの地点
- ⑧⑫の地点 ⑧⑪の地点から152度48分02秒20.00メートルの地点
- ⑧⑬の地点 ⑧⑫の地点から152度48分02秒20.00メートルの地点
- ⑧⑭の地点 ⑧⑬の地点から152度48分02秒10.22メートルの地点
- ⑧⑮の地点 ⑧⑭の地点から155度32分28秒5.09メートルの地点
- ⑧⑯の地点 ⑧⑮の地点から161度08分47秒5.32メートルの地点
- ⑧⑰の地点 ⑧⑯の地点から166度52分33秒5.32メートルの地点
- ⑧⑱の地点 ⑧⑰の地点から172度36分20秒5.32メートルの地点
- ⑧⑲の地点 ⑧⑱の地点から272度13分26秒9.16メートルの地点
- ⑧⑳の地点 ⑧⑲の地点から282度51分50秒1.63メートルの地点
- ⑧㉑の地点 ⑧㉑の地点から 2 度14分37秒1.29メートルの地点
- ⑧㉒の地点 ⑧㉒の地点から248度41分56秒2.88メートルの地点
- ⑧㉓の地点 ⑧㉓の地点から274度04分46秒10.74メートルの地点
- ⑧㉔の地点 ⑧㉓の地点から351度34分41秒3.04メートルの地点

㌸) 第 7 工区

次の各地点を順次結んだ線及び⑨⑤の地点と⑩⑫の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ⑨⑤の地点 国土地理院本庄四等三角点（北緯35度30分17秒2364東経133度07分23秒2030）から57度00分18秒785.09メートルの地点
- ⑨⑥の地点 ⑨⑤の地点から71度20分12秒3.77メートルの地点
- ⑨⑦の地点 ⑨⑥の地点から88度42分53秒9.71メートルの地点
- ⑨⑧の地点 ⑨⑦の地点から116度38分40秒3.10メートルの地点
- ⑨⑨の地点 ⑨⑧の地点から 2 度14分25秒1.24メートルの地点
- ⑨⑩の地点 ⑨⑨の地点から81度37分14秒1.63メートルの地点
- ⑨⑪の地点 ⑨⑩の地点から92度14分29秒9.17メートルの地点
- ⑨⑫の地点 ⑨⑪の地点から191度00分25秒2.33メートルの地点

㌹) 第 8 工区

次の各地点を順次結んだ線及び⑩⑬の地点と⑭⑯の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ⑩⑬の地点 国土地理院本庄四等三角点（北緯35度30分17秒2364東経133度07分23秒2030）から60度06分08秒771.62メートルの地点
- ⑩⑭の地点 ⑩⑬の地点から202度10分37秒11.97メートルの地点
- ⑩⑮の地点 ⑩⑭の地点から202度10分37秒20.00メートルの地点
- ⑩⑯の地点 ⑩⑮の地点から202度29分54秒8.91メートルの地点
- ⑩⑰の地点 ⑩⑯の地点から202度01分15秒1.07メートルの地点
- ⑩⑱の地点 ⑩⑰の地点から201度08分55秒4.92メートルの地点
- ⑩⑲の地点 ⑩⑱の地点から199度42分58秒4.92メートルの地点
- ⑩⑳の地点 ⑩⑲の地点から198度17分01秒4.92メートルの地点
- ⑩㉑の地点 ⑩⑳の地点から196度51分05秒4.92メートルの地点
- ⑩㉒の地点 ⑩㉑の地点から195度25分08秒4.92メートルの地点
- ⑩㉓の地点 ⑩㉒の地点から193度59分11秒4.92メートルの地点
- ⑩㉔の地点 ⑩㉓の地点から192度33分15秒4.92メートルの地点
- ⑩㉕の地点 ⑩㉔の地点から191度07分18秒4.92メートルの地点
- ⑩㉖の地点 ⑩㉕の地点から189度41分22秒4.92メートルの地点

- ⑪7の地点 ⑪6の地点から188度15分25秒4.92メートルの地点
 ⑪8の地点 ⑪7の地点から186度49分28秒4.92メートルの地点
 ⑪9の地点 ⑪8の地点から185度23分32秒4.92メートルの地点
 ⑫0の地点 ⑪9の地点から183度57分35秒4.92メートルの地点
 ⑫1の地点 ⑫0の地点から182度31分38秒4.92メートルの地点
 ⑫2の地点 ⑫1の地点から181度05分42秒4.92メートルの地点
 ⑫3の地点 ⑫2の地点から179度39分45秒4.92メートルの地点
 ⑫4の地点 ⑫3の地点から178度13分49秒4.92メートルの地点
 ⑫5の地点 ⑫4の地点から176度47分52秒4.92メートルの地点
 ⑫6の地点 ⑫5の地点から175度21分55秒4.92メートルの地点
 ⑫7の地点 ⑫6の地点から173度55分59秒4.92メートルの地点
 ⑫8の地点 ⑫7の地点から172度30分02秒4.92メートルの地点
 ⑫9の地点 ⑫8の地点から171度04分05秒4.92メートルの地点
 ⑬0の地点 ⑫9の地点から169度38分09秒4.92メートルの地点
 ⑬1の地点 ⑬0の地点から168度12分12秒4.92メートルの地点
 ⑬2の地点 ⑬1の地点から166度46分16秒4.92メートルの地点
 ⑬3の地点 ⑬2の地点から165度20分19秒4.92メートルの地点
 ⑬4の地点 ⑬3の地点から163度54分22秒4.92メートルの地点
 ⑬5の地点 ⑬4の地点から162度28分26秒4.92メートルの地点
 ⑬6の地点 ⑬5の地点から161度02分29秒4.92メートルの地点
 ⑬7の地点 ⑬6の地点から159度36分33秒4.92メートルの地点
 ⑬8の地点 ⑬7の地点から158度44分19秒1.06メートルの地点
 ⑬9の地点 ⑬8の地点から158度25分58秒18.92メートルの地点
 ⑭0の地点 ⑬9の地点から158度35分03秒18.24メートルの地点
 ⑭1の地点 ⑭0の地点から158度58分19秒1.80メートルの地点
 ⑭2の地点 ⑭1の地点から160度27分41秒5.12メートルの地点
 ⑭3の地点 ⑭2の地点から162度39分55秒5.12メートルの地点
 ⑭4の地点 ⑭3の地点から164度52分08秒5.12メートルの地点
 ⑭5の地点 ⑭4の地点から167度13分43秒3.01メートルの地点
 ⑭6の地点 ⑭5の地点から260度16分39秒8.64メートルの地点
 ⑭7の地点 ⑭6の地点から267度24分19秒1.61メートルの地点
 ⑭8の地点 ⑭7の地点から350度16分39秒1.12メートルの地点
 ⑭9の地点 ⑭8の地点から243度59分08秒0.29メートルの地点

ケ 第 9 工区

次の各地点を順次結んだ線及び⑮0の地点と⑮4の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ⑮0の地点 国土地理院本庄四等三角点（北緯35度30分17秒2364東経133度07分23秒2030）から78度48分19秒
 670.34メートルの地点
 ⑮1の地点 ⑮0の地点から94度05分48秒3.85メートルの地点
 ⑮2の地点 ⑮1の地点から99度17分54秒3.21メートルの地点
 ⑮3の地点 ⑮2の地点から350度16分48秒1.12メートルの地点
 ⑮4の地点 ⑮3の地点から73度09分11秒1.61メートルの地点
 ⑮5の地点 ⑮4の地点から80度16分41秒8.63メートルの地点
 ⑮6の地点 ⑮5の地点から173度57分38秒2.88メートルの地点

- ⑮⑦の地点 ⑮⑥の地点から175度53分14秒5.13メートルの地点
- ⑮⑧の地点 ⑮⑦の地点から178度05分27秒5.12メートルの地点
- ⑮⑨の地点 ⑮⑧の地点から180度17分41秒5.13メートルの地点
- ⑮⑩の地点 ⑮⑨の地点から182度29分54秒5.12メートルの地点
- ⑮⑪の地点 ⑮⑩の地点から187度59分21秒0.68メートルの地点
- ⑮⑫の地点 ⑮⑪の地点から183度22分18秒4.28メートルの地点
- ⑮⑬の地点 ⑮⑫の地点から182度15分23秒4.93メートルの地点
- ⑮⑭の地点 ⑮⑬の地点から181度03分46秒4.93メートルの地点
- ⑮⑮の地点 ⑮⑭の地点から179度52分09秒4.93メートルの地点
- ⑮⑯の地点 ⑮⑮の地点から178度40分31秒4.93メートルの地点
- ⑮⑰の地点 ⑮⑯の地点から177度28分54秒4.93メートルの地点
- ⑮⑱の地点 ⑮⑰の地点から176度17分17秒4.93メートルの地点
- ⑮⑲の地点 ⑮⑱の地点から175度05分40秒4.93メートルの地点
- ⑮⑳の地点 ⑮⑲の地点から173度54分03秒4.93メートルの地点
- ⑮㉑の地点 ⑮㉑の地点から172度42分25秒4.93メートルの地点
- ⑮㉒の地点 ⑮㉒の地点から171度30分48秒4.93メートルの地点
- ⑮㉓の地点 ⑮㉓の地点から170度19分11秒4.93メートルの地点
- ⑮㉔の地点 ⑮㉔の地点から169度39分18秒0.56メートルの地点
- ⑮㉕の地点 ⑮㉕の地点から169度27分23秒4.49メートルの地点
- ⑮㉖の地点 ⑮㉖の地点から171度10分31秒5.06メートルの地点
- ⑮㉗の地点 ⑮㉗の地点から172度19分17秒5.07メートルの地点
- ⑮㉘の地点 ⑮㉘の地点から173度28分02秒5.06メートルの地点
- ⑮㉙の地点 ⑮㉙の地点から174度36分47秒5.06メートルの地点
- ⑮㉚の地点 ⑮㉚の地点から175度45分33秒5.06メートルの地点
- ⑮㉛の地点 ⑮㉛の地点から176度54分18秒5.07メートルの地点
- ⑮㉜の地点 ⑮㉜の地点から178度03分03秒5.06メートルの地点
- ⑮㉝の地点 ⑮㉝の地点から179度11分48秒5.06メートルの地点
- ⑮㉞の地点 ⑮㉞の地点から179度57分54秒1.73メートルの地点
- ⑮㉟の地点 ⑮㉟の地点から180度09分37秒18.30メートルの地点
- ⑮㊱の地点 ⑮㊱の地点から180度09分37秒20.00メートルの地点
- ⑮㊲の地点 ⑮㊲の地点から180度09分37秒20.00メートルの地点
- ⑮㊳の地点 ⑮㊳の地点から180度09分37秒20.00メートルの地点
- ⑮㊴の地点 ⑮㊴の地点から180度09分38秒9.07メートルの地点
- ⑮㊵の地点 ⑮㊵の地点から271度22分18秒9.90メートルの地点
- ⑮㊶の地点 ⑮㊶の地点から0度47分21秒0.91メートルの地点
- ⑮㊷の地点 ⑮㊷の地点から255度28分33秒3.00メートルの地点
- ⑮㊸の地点 ⑮㊸の地点から271度12分01秒9.42メートルの地点
- ⑮㊹の地点 ⑮㊹の地点から267度24分01秒27.48メートルの地点

□ 第10工区

次の各地点を順次結んだ線及び⑮⑮の地点と⑮⑲の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑮⑮の地点 国土地理院本庄四等三角点（北緯35度30分17秒2364東経133度07分23秒2030）から98度13分25秒641.67メートルの地点

⑮⑯の地点 ⑮⑮の地点から84度13分35秒21.39メートルの地点

- ①97の地点 ①96の地点から87度11分14秒6.25メートルの地点
 ①98の地点 ①97の地点から90度06分54秒6.43メートルの地点
 ①99の地点 ①98の地点から104度34分00秒3.38メートルの地点
 ②00の地点 ①99の地点から 0度46分08秒0.89メートルの地点
 ②01の地点 ②00の地点から90度12分58秒9.94メートルの地点
 ②02の地点 ②01の地点から179度38分13秒4.53メートルの地点
 ②03の地点 ②02の地点から178度44分43秒5.00メートルの地点
 ②04の地点 ②03の地点から177度37分45秒5.00メートルの地点
 ②05の地点 ②04の地点から176度30分46秒5.00メートルの地点
 ②06の地点 ②05の地点から175度23分42秒5.00メートルの地点
 ②07の地点 ②06の地点から174度16分46秒5.01メートルの地点
 ②08の地点 ②07の地点から173度09分39秒5.01メートルの地点
 ②09の地点 ②08の地点から172度02分34秒5.01メートルの地点
 ②10の地点 ②09の地点から170度55分27秒5.02メートルの地点
 ②11の地点 ②10の地点から169度48分14秒5.02メートルの地点
 ②12の地点 ②11の地点から168度40分56秒5.03メートルの地点
 ②13の地点 ②12の地点から167度33分35秒5.03メートルの地点
 ②14の地点 ②13の地点から169度04分25秒5.02メートルの地点
 ②15の地点 ②14の地点から173度36分27秒5.00メートルの地点
 ②16の地点 ②15の地点から178度08分41秒5.02メートルの地点
 ②17の地点 ②16の地点から182度42分37秒5.06メートルの地点
 ②18の地点 ②17の地点から185度54分21秒2.00メートルの地点
 ②19の地点 ②18の地点から174度14分23秒6.45メートルの地点

ウ 面積

- 第 1 工区 2,220.93平方メートル
 第 2 工区 3,147.71平方メートル
 第 3 工区 654.24平方メートル
 第 4 工区 892.84平方メートル
 第 5 工区 220.66平方メートル
 第 6 工区 3,805.42平方メートル
 第 7 工区 46.30平方メートル
 第 8 工区 4,759.17平方メートル
 第 9 工区 2,646.55平方メートル
 第10工区 1,110.93平方メートル
 計 19,504.75平方メートル

(2) 埋立に関する工事の施行区域

ア 位置

島根県松江市邑生町字以下尻灘77番 2 から本庄町字八幡田541番 1 を経て松江市新庄町字平津1084番 1 に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び 1 の地点と129の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 1 の地点 国土地理院本庄四等三角点 (北緯35度30分17秒2364東経133度07分23秒2030) から37度44分47秒1,367.40メートルの地点

2の地点	1の地点から180度00分00秒107.97メートルの地点
3の地点	2の地点から193度59分51秒186.98メートルの地点
4の地点	3の地点から177度58分50秒200.29メートルの地点
5の地点	4の地点から177度23分22秒638.31メートルの地点
6の地点	5の地点から148度54分20秒104.69メートルの地点
7の地点	6の地点から246度11分27秒261.37メートルの地点
8の地点	7の地点から333度40分22秒35.40メートルの地点
9の地点	8の地点から63度40分22秒46.29メートルの地点
10の地点	9の地点から340度50分22秒109.98メートルの地点
11の地点	10の地点から50度25分07秒40.59メートルの地点
12の地点	11の地点から350度23分06秒57.68メートルの地点
13の地点	12の地点から62度21分04秒14.99メートルの地点
14の地点	13の地点から349度31分37秒43.88メートルの地点
15の地点	14の地点から262度36分57秒18.84メートルの地点
16の地点	15の地点から333度04分07秒24.70メートルの地点
17の地点	16の地点から56度41分22秒12.83メートルの地点
18の地点	17の地点から73度37分05秒10.71メートルの地点
19の地点	18の地点から347度31分20秒14.58メートルの地点
20の地点	19の地点から70度29分58秒10.25メートルの地点
21の地点	20の地点から353度16分22秒11.00メートルの地点
22の地点	21の地点から270度00分00秒2.67メートルの地点
23の地点	22の地点から353度54分29秒39.40メートルの地点
24の地点	23の地点から82度22分35秒7.30メートルの地点
25の地点	24の地点から339度23分39秒9.05メートルの地点
26の地点	25の地点から322度42分26秒23.10メートルの地点
27の地点	26の地点から342度49分22秒46.90メートルの地点
28の地点	27の地点から69度13分44秒7.69メートルの地点
29の地点	28の地点から341度43分35秒6.36メートルの地点
30の地点	29の地点から253度09分06秒8.44メートルの地点
31の地点	30の地点から340度59分37秒17.15メートルの地点
32の地点	31の地点から349度59分29秒36.70メートルの地点
33の地点	32の地点から13度27分49秒6.42メートルの地点
34の地点	33の地点から356度47分35秒20.98メートルの地点
35の地点	34の地点から93度53分22秒8.01メートルの地点
36の地点	35の地点から0度00分00秒11.00メートルの地点
37の地点	36の地点から91度34分28秒9.91メートルの地点
38の地点	37の地点から10度11分48秒5.79メートルの地点
39の地点	38の地点から0度04分45秒19.81メートルの地点
40の地点	39の地点から340度05分16秒7.26メートルの地点
41の地点	40の地点から2度47分33秒8.23メートルの地点
42の地点	41の地点から79度56分48秒4.89メートルの地点
43の地点	42の地点から5度40分29秒15.63メートルの地点
44の地点	43の地点から93度59分24秒13.73メートルの地点

45の地点	44の地点から10度36分14秒58.55メートルの地点
46の地点	45の地点から358度14分20秒34.49メートルの地点
47の地点	46の地点から270度00分00秒129.76メートルの地点
48の地点	47の地点から 0 度00分00秒14.12メートルの地点
49の地点	48の地点から90度07分45秒103.92メートルの地点
50の地点	49の地点から318度49分13秒13.18メートルの地点
51の地点	50の地点から81度06分26秒17.17メートルの地点
52の地点	51の地点から346度15分59秒30.21メートルの地点
53の地点	52の地点から341度32分31秒12.37メートルの地点
54の地点	53の地点から270度00分00秒17.77メートルの地点
55の地点	54の地点から358度08分41秒41.44メートルの地点
56の地点	55の地点から262度21分50秒4.70メートルの地点
57の地点	56の地点から348度35分28秒5.78メートルの地点
58の地点	57の地点から87度10分49秒4.37メートルの地点
59の地点	58の地点から 0 度30分10秒17.50メートルの地点
60の地点	59の地点から88度08分06秒0.33メートルの地点
61の地点	60の地点から355度12分04秒2.84メートルの地点
62の地点	61の地点から269度07分24秒8.17メートルの地点
63の地点	62の地点から348度16分48秒3.51メートルの地点
64の地点	63の地点から86度18分19秒21.07メートルの地点
65の地点	64の地点から 1 度05分38秒17.20メートルの地点
66の地点	65の地点から17度13分46秒9.69メートルの地点
67の地点	66の地点から12度55分16秒24.32メートルの地点
68の地点	67の地点から297度53分51秒5.73メートルの地点
69の地点	68の地点から10度31分07秒8.23メートルの地点
70の地点	69の地点から73度36分41秒5.30メートルの地点
71の地点	70の地点から18度48分48秒27.95メートルの地点
72の地点	71の地点から286度24分12秒15.21メートルの地点
73の地点	72の地点から14度59分56秒3.19メートルの地点
74の地点	73の地点から35度48分07秒16.73メートルの地点
75の地点	74の地点から325度49分18秒3.75メートルの地点
76の地点	75の地点から18度43分25秒0.64メートルの地点
77の地点	76の地点から108度35分10秒7.92メートルの地点
78の地点	77の地点から22度51分55秒11.38メートルの地点
79の地点	78の地点から31度16分13秒27.54メートルの地点
80の地点	79の地点から27度27分30秒11.96メートルの地点
81の地点	80の地点から290度18分23秒10.37メートルの地点
82の地点	81の地点から22度19分16秒12.92メートルの地点
83の地点	82の地点から118度57分11秒12.57メートルの地点
84の地点	83の地点から19度24分15秒14.01メートルの地点
85の地点	84の地点から74度59分55秒2.10メートルの地点
86の地点	85の地点から24度31分18秒13.66メートルの地点
87の地点	86の地点から13度18分39秒6.72メートルの地点

- 88の地点 87の地点から286度50分31秒16.57メートルの地点
89の地点 88の地点から11度14分04秒15.26メートルの地点
90の地点 89の地点から98度20分03秒3.09メートルの地点
91の地点 90の地点から4度52分45秒6.50メートルの地点
92の地点 91の地点から7度43分07秒14.57メートルの地点
93の地点 92の地点から2度17分18秒7.70メートルの地点
94の地点 93の地点から357度00分23秒18.30メートルの地点
95の地点 94の地点から349度38分48秒7.70メートルの地点
96の地点 95の地点から4度59分21秒12.30メートルの地点
97の地点 96の地点から348度20分32秒12.64メートルの地点
98の地点 97の地点から6度22分27秒3.10メートルの地点
99の地点 98の地点から56度12分20秒4.72メートルの地点
100の地点 99の地点から25度35分03秒4.49メートルの地点
101の地点 100の地点から279度02分55秒10.07メートルの地点
102の地点 101の地点から13度33分39秒10.38メートルの地点
103の地点 102の地点から24度15分06秒14.86メートルの地点
104の地点 103の地点から117度45分49秒8.78メートルの地点
105の地点 104の地点から27度16分30秒12.35メートルの地点
106の地点 105の地点から11度29分13秒26.87メートルの地点
107の地点 106の地点から348度03分46秒9.92メートルの地点
108の地点 107の地点から45度00分00秒18.09メートルの地点
109の地点 108の地点から123度31分53秒10.56メートルの地点
110の地点 109の地点から30度00分00秒18.63メートルの地点
111の地点 110の地点から296度06分59秒17.20メートルの地点
112の地点 111の地点から30度26分24秒11.03メートルの地点
113の地点 112の地点から22度08分10秒10.92メートルの地点
114の地点 113の地点から290度24分59秒10.06メートルの地点
115の地点 114の地点から22度55分27秒3.84メートルの地点
116の地点 115の地点から109度44分35秒13.17メートルの地点
117の地点 116の地点から31度24分48秒14.07メートルの地点
118の地点 117の地点から45度51分56秒5.24メートルの地点
119の地点 118の地点から64度54分50秒16.16メートルの地点
120の地点 119の地点から64度34分03秒7.74メートルの地点
121の地点 120の地点から57度39分25秒14.34メートルの地点
122の地点 121の地点から71度24分38秒11.31メートルの地点
123の地点 122の地点から333度57分32秒19.08メートルの地点
124の地点 123の地点から323度14分32秒16.13メートルの地点
125の地点 124の地点から53度16分53秒26.62メートルの地点
126の地点 125の地点から142度46分24秒38.73メートルの地点
127の地点 126の地点から62度40分29秒14.96メートルの地点
128の地点 127の地点から81度37分58秒7.76メートルの地点
129の地点 128の地点から146度24分02秒9.57メートルの地点

211,182.49平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地、防災施設用地、防災緑地

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年 1月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 コミュニティサポート・ほっとひらた

3 代表者の氏名

飯塚 晃

4 主たる事務所の所在地

出雲市平田町2112番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人たちや高齢者たちに対してディサービス事業及び居宅サービス事業やスポーツ大会など社会参加に関する事業を行い、障害を持つ人たちや高齢者たちが自立し、地域社会の一員として安心して暮らせるまぢづくりに寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第 5 号

市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成17年政令第55号）附則第2条においてなおその効力を有することとされた旧市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和40年政令第52号）第13条第1項の規定により、平成17年総務省告示第1,380号（平成17年国勢調査の結果のうち市区町村要計表により算出した同年10月1日現在の全国の人口並びに都道府県別及び市区町村別の人口に関する件）に係る合併市町村における島根県議会の議員の従前の選挙区の人口を次のとおり告示する。

平成18年 1月27日

島根県知事 澄 田 信 義

合併市町村	選挙区	人口
松江市	八束第1選挙区(旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町及び旧八束町の区域)	22,765人
	八束第2選挙区(旧八雲村の区域)	6,905人
	八束第3選挙区(旧玉湯町及び旧宍道町の区域)	15,571人
	松江選挙区(松江市のうち上記以外の区域)	151,362人
浜田市	那賀選挙区(旧金城町、旧旭町、旧弥栄村及び旧三隅町の区域)	17,137人
	浜田選挙区(浜田市のうち上記以外の区域)	45,906人
出雲市	簸川第2選挙区(旧佐田町、旧多伎町、旧湖陵町の区域)	13,826人
	簸川第3選挙区(旧大社町の区域)	15,586人
	出雲選挙区(旧出雲市の区域)	88,757人
	平田選挙区(出雲市のうち上記以外の区域)	28,055人
益田市	益田・美濃選挙区	52,409人
大田市	大田・邇摩選挙区	40,699人
安来市	能義選挙区(旧広瀬町及び旧伯太町の区域)	13,945人
	安来選挙区(安来市のうち上記以外の区域)	29,889人
江津市	邑智選挙区(旧桜江町の区域)	3,286人
	江津選挙区(江津市のうち上記以外の区域)	24,458人
雲南市	大原選挙区(旧大東町、旧加茂町及び旧木次町の区域)	30,313人
	飯石選挙区(雲南市のうち上記以外の区域)	14,094人
奥出雲町	仁多選挙区	15,813人
飯南町	飯石選挙区	5,979人
美郷町	邑智選挙区	5,911人
邑南町	邑智選挙区	12,942人
津和野町	鹿足選挙区	9,512人
吉賀町	鹿足選挙区	7,363人
隠岐の島町	隠岐選挙区	16,902人

備考

この表の旧市町村の区域は、平成16年9月30日現在のものである。ただし、雲南市のうち旧大東町、旧加茂町及び旧木次町の区域は平成16年10月31日現在、出雲市のうち旧出雲市、旧佐田町、旧多伎町、旧湖陵町及び旧大社町の区域は平成17年3月21日現在、松江市のうち旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町、旧八雲村、旧玉湯町、旧宍道町及び旧八束町の区域は平成17年3月30日現在、浜田市のうち旧金城町、旧旭町、旧弥栄村及び旧三隅町の区域は平成17年9月30日現在のものである。

人事委員会告示

島根県人事委員会告示第1号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第18条第1項の規定に基づき、平成17年度島根県職員(看護師)採用試験及び平成17年度島根県職員(経験者(看護師))採用試験を次のとおり実施する。

平成18年1月27日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

1 受付期間

平成18年1月27日(金)～同年2月17日(金)

受付時間は、午前 8 時30分から午後 5 時まで（日曜日及び土曜日を除く。）。郵送による場合は、2 月17日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、2 月10日（金）午後 5 時までには到着したものに限り受け付ける。

2 試験の種類、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	採用予定人員	職 務 内 容
看護師	5 名	県立病院等に勤務し、専門的業務に従事
経験者（看護師）	5 名	

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、資格等

試験の種類	年 齢 ・ 資 格 等
看護師	昭和52年 4 月 2 日から昭和61年 4 月 1 日までに生まれた者で、看護師の免許を有するもの 又は平成18年 3 月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
経験者（看護師）	昭和45年 4 月 2 日から昭和52年 4 月 1 日までに生まれた者で、看護師の免許を有し、看護師免許取得後の看護業務経験が 5 年以上あるもの（平成18年 3 月末までに 5 年に達する者を含む。）

(2) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
平成18年 3 月 5 日（日）～ 3 月 6 日（月） 受付時間 午前 8 時30分から午前 9 時まで 試験開始時間 午前 9 時30分	松 江 市 島根県職員会館 （松江市内中原町）	3 月16日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する。

5 試験の種目、配点及び内容

試験の種類	試験種目	配点	内 容
看護師	教養試験	120	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による筆記試験
	専門試験	180	専門的な知識及び能力について、択一式又は択一式と記述式による筆記試験
	作文試験	200	文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
	面接試験	500	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出）
	適性検査		職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査		職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）
	教養試験	20	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による筆記試験

経験者（看護師）	専門試験	30	専門的な知識及び能力について、択一式又は択一式と記述式による筆記試験
	作文試験	50	職務を通じて培った知識・能力、文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
	面接試験	100	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に経歴等調書の提出）
	適性検査		職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査		職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）

6 専門試験出題分野

試験の種類	出 題 分 野
看護師 経験者（看護師）	基礎看護学、在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、 公衆衛生学

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「看護師請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「看護師申込」と朱書し、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 免許の取得見込みを要件として受験した者が所定の時期までに免許を取得できなかった場合又は3の受験資格を満たさない場合は、採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、平成17年4月1日現在、下の表のとおりである。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合の減額措置を実施している。

学 歴	年 齢	看護業務経歴	初 任 給 月 額
短大3卒	21歳		187,300円
短大3卒	29歳	8年	242,800円